

事 務 連 絡

平成27年8月11日

各保険医療機関 開設者 様

北海道厚生局医療課長

「在宅療養支援診療所」、「在宅療養支援病院」、「在宅療養実績加算」
に係る「緊急の往診の実績」、「在宅における看取りの実績」の取扱い
について（注意喚起）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発 0305 第2号）において、過去1年間の「緊急の往診の実績」及び「在宅における看取りの実績」が施設基準の要件とされております。

また、その取扱いについては、平成24年3月30日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」により、施設基準の届出以降も、算定月の前月までの1年間において、「緊急の往診の実績」又は「在宅における看取りの実績」を確認し、施設基準を満たさない場合は、当該届出の辞退をする必要があります。

貴医療機関における実績等を今一度ご確認のうえ、施設基準を満たさない場合は、速やかに辞退の届出を提出するようお願いいたします。

【照会先】

北海道厚生局 医療課

TEL:011-796-5105

FAX:011-796-5133

【参 考】

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(平成26年3月5日・保医発0305第2号) (抜粋)

第9 在宅療養支援診療所

1 在宅療養支援診療所の施設基準 (抜粋)

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援診療所という。(略)

(1) 診療所であって、当該診療所単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。

ア 在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置されていること。(略)

イ ~ ケ 略

コ 当該診療所において、**過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有すること。**

なお、緊急の往診とは、区分番号「C000」の注1に規定する緊急又は夜間若しくは深夜に行う往診のことをいう。(略)

サ 当該診療所において、**過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有していること。**(略)

(2) 他の保険医療機関と地域における在宅療養の支援に係る連携体制(診療所又は許可病床数が200床未満の病院により構成されたものに限る。以下この項において、「在宅支援連携体制」という。)を構築している診療所であって、以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。(略)

ア 当該在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関と併せて、在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置されていること。(略)

イ ~ ケ 略

コ 当該在宅支援連携体制を構築する**他の保険医療機関と併せて、過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有し、かつ、当該診療所において4件以上有すること。**

なお、緊急の往診とは、区分番号「C000」の注1に規定する緊急又は夜間若しくは深夜に行う往診のことをいう。(略)

サ 当該在宅支援連携体制を構築する**他の保険医療機関と併せて、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有し、かつ、当該診療所において2件以上有すること。**(略)

(3) 以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。

ア ~ ク 略

2 往診料の加算等の適用

(3) 往診料の加算等に規定する在宅療養実績加算の施設基準

1の(3)に規定する在宅療養支援診療所であって、**過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有し、かつ、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有していること。**

第14の2 在宅療養支援病院

1 在宅療養支援病院の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援病院という。(略)

- (1) 病院であって、当該病院単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。

ア 略

イ 在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置されていること。(略)

ウ ～ サ 略

シ 当該病院において、過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有すること。

なお、緊急の往診とは、区分番号「C000」の注1に規定する緊急又は夜間若しくは深夜に行う往診のことをいう。(略)

ス 当該病院において、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有していること。(略)

- (2) 他の保険医療機関と地域における在宅療養の支援に係る連携体制(診療所又は許可病床数が200床未満の病院により構成されたものに限る。以下この項において、「在宅支援連携体制」という。)を構築している病院であって、以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。(略)

ア 略

イ 該在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関と併せて、在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置されていること。(略)

ウ ～ サ 略

シ 当該在宅支援連携体制を構築する**他の保険医療機関と併せて、過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有し、かつ、当該病院において4件以上有すること。**

なお、緊急の往診とは、区分番号「C000」の注1に規定する緊急又は夜間若しくは深夜に行う往診のことをいう。(略)

ス 当該在宅支援連携体制を構築する**他の保険医療機関と併せて、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有し、かつ、当該病院において2件以上有すること。**(略)

- (3) 以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。

ア ～ コ 略

2 往診料の加算等の適用

- (2) 往診料の加算等に規定する在宅療養実績加算の施設基準については、**1の(3)に規定する在宅療養支援病院**であって、**過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有し、かつ、過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有していることとする。**

平成24年3月30日付疑義解釈資料の送付について（その1）（抜粋）

【在宅医療】

（問119）複数の診療所と連携して機能を強化した在宅療養支援診療所となる場合、当該診療所が複数のグループに属することは可能か。

（答） 可能である。

（問120）機能を強化した在宅療養支援診療所について、複数のグループに属する診療所の場合、往診、看取りの実績要件の計上はどうなるのか。

（答） 当該診療所が複数の連携グループに属することは差し支えないが、その場合、実績要件は重複して計上することはできない。

（例）過去1年間の緊急の往診実績3件、看取り実績1件を有するA診療所が、BグループとCグループの2つのグループに属する場合、往診実績3件、看取り実績1件をBグループにおける実績として計上した場合、Cグループにおいて計上できる実績は、往診0件、看取り0件である。

（問121）在宅療養支援診療所・病院の過去1年間の実績要件とは、年度単位での実績か。

（答） 年度単位ではなく、直近1年間の暦月単位での実績である。

（例）24年6月に届出を行う場合は、23年6月～24年5月までの1年間の実績。

なお、実績に係る届け出については、年に1回でよいが、施設基準を満たさなくなった場合は、直ちに届出を行うこと。